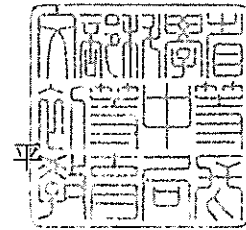


写

25文科初第814号
平成25年10月11日

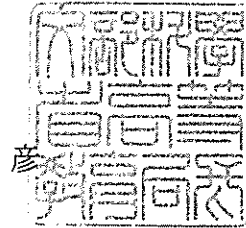
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
布村 幸彦



(印影印刷)

いじめ防止基本方針の策定について（通知）

第183回国会（常会）において成立し、平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）については、平成25年9月28日に施行されました。

法第11条においては、文部科学大臣が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を策定することとされておりますが、このたび別添のとおり、国の基本方針を策定しました。

文部科学省においては、今後、国の基本方針に基づき、いじめの問題に関する対策

を一層推進してまいります。

地方公共団体及び学校におかれましても、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じた基本的な方針の策定や、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、速やかに取組を進めていただくことが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあつては、所轄の私立学校、学校法人及び公立大学法人の設置する公立高等専門学校に対して、国立大学法人学長にあつては、設置する附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあつては、設置する国立高等専門学校に対して、私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあつては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、認可した学校に対して、国の基本方針を周知いただくとともに、法を踏まえ、いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう、お願いします。

(添付資料)

- 別添1 いじめ防止基本方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- 参考1 いじめ防止対策推進法が定める組織
- 参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係
電話：03-5253-4111（内線 3298）